

群馬県立敷島公園利用料金一覧

四 第四条第一項に規定する行為をする場合

行為の種類		単位	金額
物品販売	公園又は公園施設内を移動して販売する場合	販売員一人につき一日	七四〇円
	臨時に施設を設ける場合	一平方メートルにつき一日	七四〇円
物品頒布	公園又は公園施設を移動して頒布する場合	1㎡につき1日	七四〇円
	臨時に施設を設ける場合	1㎡につき1日	七四〇円
募金その他これに類する行為	公園又は公園施設を移動して行う場合	一人につき一日	七四〇円
	臨時に施設を設ける場合	1㎡につき1日	七四〇円
業としての映画の撮影等		一日につき	一二、九〇〇円
業としての写真撮影等		一日につき	六九〇円
業としての撮影会を行う場合		一日につき	一二、九〇〇円
興行その他これに類する行為	ウォーキング教室、マラソン大会その他これに類する行為をする場合	4時間を超える場合	二、四四〇円
		4時間を超えない場合	一、二二〇円
展覧会、博覧会、集会その他これらに類する催しのための公園の全部又は一部の独占利用（有料公園施設を除く。）		一平方メートルにつき一日	一〇円
競技会その他これに類する催しのための公園の全部又は一部の独占利用（有料公園施設を除く）		一平方メートルにつき一日	一〇円
音楽会その他これに類する催しのための公園の全部又は一部の独占利用（有料公園施設を除く）		一平方メートルにつき一日	一〇円
広告の掲示	臨時に設置するもの	一基の表示面積一平方メートルにつき一日	一、七五〇円
	その他	規則で定める単位	規則で定める額
その他の行為		その都度知事が定める。	

注1 表示面積又は占用面積に一平方メートル未満の端数があるときは、その端数を一平方メートルとして計算するものとする。

注2 興行その他これに類する行為のうちウォーキング教室、マラソン大会その他これらに類する行為をする場合の金額は、参加者が30人までの場合の金額とし、参加者が30人を超えるときは、その超える人数一人ごとに80円を加算するものとする。